

## お知らせ

### 子ども手当の申請はお済みですか？

平成23年10月1日の時点で受給資格のある方で、平成24年3月末までに申請されなければ、10月分からの手当を受け取ることができません。申請されていない方は、お急ぎください。

◆問い合わせ先 住民生活課

☎0859・54・5210

### 竹林を整備しましょう

近年、放置された竹林の拡大で、森林環境の悪化が見られます。大山町では、竹林を整備する活動に対して支援をします。

この機会に放置された竹林を整備しましょう。

◆事業内容 竹林の間伐及び皆伐。(ただし、皆伐は伐採後植栽をせず、竹材利用等のために行う皆伐です)

◆要件 適正な管理がされず、放置されている竹林であること。

1 施行地の面積が0.1ha(1

反)以上。ただし、皆伐については1.0ha(10反)未満。(スギ・ヒノキ等の人工林に侵入した竹の伐採は当事業では対象外です)

◆事業実施主体 森林所有者、森林組合、森林整備を実施する団体など

◆実施期間 平成24年度

◆補助率 事業費の85%

◆申込期限 3月30日(金)

◆申込・問い合わせ先

農林水産課

☎0858・58・6116

### 4月からスタートします

### 森林の所有者届出制度

森林法改正により、4月以降、新たに森林の土地の所有者となる方は市町村長への届出が義務付けられました。

◆届出対象者

個人・法人を問わず、売買

や相続等により森林の土地を新たに取得した方。(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です)

◆届出期間

土地の所有者となった日から90日以内。

### 届出方法

役場本庁・支所に備え付けの届出書を農林水産課に提出願います。(添付書類として、登記事項証明書の写し、土地の位置を示す図面)

◆問い合わせ先 農林水産課

☎0858・58・6116

## 大山町

### 交通災害共済

平成23年度にご加入の『交通災害共済』は、3月末日で有効期限が切れます。

平成24年度分については、区長さんに申し込み用紙の配布をお願いしています。万が一に備えて家族そろって加入しましょう。

### ◆保障内容

交通事故によって生じた死亡、障害、入院、通院について、共済金をお支払いします。

### ◆加入条件

町民の方なら年齢、健康状態を問わず、どなたでも加入いただけます。

### ◆掛け金

1 年契約で1口1,000円  
\*1人3口まで加入できます。

◆共済金\*1口加入の場合  
・死亡 100万円

・入院 1日につき2,000円

・通院 1日につき1,000円

### ◆加入手続き

加入申込書に必要事項を記入、押印し、掛け金を添えて

区長さんまたは役場企画情報課もしくは各支所総合窓口課へ提出してください。

◆手続期限 3月15日(木)

\*年度中の加入もできます。

### ◆共済金の請求手続き

共済金の請求には次の書類が必要です。(①・②・⑤については、企画情報課および各支所総合窓口課にあります)

①共済金支払請求書

②事故発生通知書

③交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)

④医師の治療証

明書

⑤承諾書

詳しくはお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202



## 募集

### 平成24年度 就農活動支援事業 受講生募集

町内在住で、将来的に専業で梨栽培を中心に農業を行いたいと考えている方、またすでに現在、梨栽培を始めているが栽培経験年数が短い方を対象に、次のとおり講習を行います。

梨での就農を応援しますので、ぜひお申し込みください。

### ◆対象作物 梨

◆講習内容 4月に講演と説明をしたあと、月1回のペー

スで年間10回、交配作業から収穫、春先の管理までの実地講習を行います。

◆講師 大山果実部(農業者)、大山農業改良普及所(改良普及員)

◆受講料無料

ただし、講習で使用する道具、視察費用は各自負担

◆募集期限 3月12日(月)まで

◆初回講習 期日: 4月中旬

場所 役場本庁会議室

◆申込・問い合わせ先 農林水産課  
☎0858・58・6116